

佐賀市ふるさと納税協賛事業者募集要領

1. 目的

佐賀市へのふるさと納税（寄附）の推進を目的として、佐賀市へふるさと納税をされた市外の方へお礼の品として贈呈する商品（以下「返礼品」という。）を提供する法人、組合、その他団体又は個人事業者（以下「協賛事業者」という。）を募集する。

2. 協賛事業者の応募要件

協賛事業者の応募に当たっては、次に掲げる要件に全て適合するものとする。

- (1) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 市内に本店を有する法人、団体、個人事業主であること。ただし、特に佐賀市の産業振興や魅力発信、地場産品等のPRにつながると判断されるような場合、この限りではない。
- (3) 市税（佐賀市税条例（平成17年条例第57号）第3条）の滞納がないこと。
- (4) 電子メールでの受注が可能であること。
- (5) 個人情報取扱いを厳重に行うことができること。
- (6) PL保険（生産物賠償責任保険をいう。）又はそれに準ずる保険に加入していること。
- (7) 本要領の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

3. 返礼品の応募要件

返礼品は、次に掲げる要件に適合する商品・サービスとする。

- (1) 佐賀市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (2) 原則、市内で生産、製造、加工又は販売がなされている商品であること。ただし、販売のみの商品は主原料に市内の原材料を使用していること。
- (3) サービスの提供等の場合は、佐賀市内で提供されるものに限る。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分行うことができる体制が整っていること。
- (4) 品質及び数量において、常に安定供給が可能で品質管理体制が整っていること。ただし、期間限定、季節限定又は数量限定の商品も可とする。その場合、提供可能期間及び提供可能数量について、密に連絡調整が行うことができること。
- (5) 食品の場合、発送手段を考慮の上、一定の賞味期限（概ね発送日から7日以上）があること。ただし、生鮮食料品等、高い鮮度が要求されるものについてはこの限りではないが、商品が適切に届くように配慮すること。
- (6) 平成29年4月1日付け総務大臣通知及び平成30年4月1日付け総務大臣通知

「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」にある「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。ただし、佐賀県指定伝統的地場産品はこの限りではない。

(総務大臣通知の趣旨に反するような返礼品例)

- ①金銭類似性の高いもの（食事券、商品券、プリペイドカード、電子マネー・ポイント、マイル、通信料金等）。
- ②資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）。
- ③価格が高額なもの。
- ④寄附額に対し、返礼割合が3割を超えるもの。
- ⑤地場産品以外のもの（佐賀県産以外の他地域産の食料品、他地域でのサービス提供等）。

4. 返礼品の金額等

- (1) 返礼品の金額は、寄附額の区分に応じ、1品目当たり次に定める額の程度とする。
返礼品は、複数の商品の詰め合わせにより1品の商品とすることができる。
- (2) 返礼品の金額は、商品代、消費税額及び地方消費税額、梱包代等を含むものとする。この金額に配送料は含まない。ただし、酒類のみ梱包代は除く。

区分	返礼品の価格帯 (送料別、消費税含む)
商品①	1,500円
商品②	2,000円
商品③	3,000円
商品④	4,500円
商品⑤	6,000円
商品⑥	9,000円
商品⑦	12,000円
商品⑧	15,000円
商品⑨	18,000円
商品⑩	21,000円
商品⑪	24,000円
商品⑫	27,000円
商品⑬	30,000円
商品⑭	36,000円
商品⑮	45,000円
商品⑯	60,000円
商品⑰	75,000円
商品⑱	90,000円

商品⑱	120,000円
商品⑳	150,000円
商品㉑	200,000円
商品㉒	250,000円

5. 協賛事業者の責務

返礼品が採択された場合、協賛事業者は次の事項に関して責任を持って履行しなければならない。

(1) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、「佐賀市個人情報保護条例」及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。

(2) 佐賀市等への報告

次の各号に該当すると判明した場合には、直ちに佐賀市及び佐賀市ふるさと納税推進業務の業務委託先である一般社団法人佐賀市観光協会（以下「委託事業者」という。）に報告すること。

ア. 返礼品の仕様等を変更する場合

イ. 返礼品の提供を辞退する場合

ウ. 返礼品の提供が遅延又は提供できなくなる場合

エ. 返礼品の品質又は配送過程での事故等のトラブルが生じた場合

オ. 下記（3）及び（4）の対応が生じた場合

(3) 問い合わせへの対応

寄附者からの返礼品に対する問い合わせに丁寧かつ親切に対応すること。

(4) 苦情等への対応

返礼品の品質等に関する寄附者からの苦情等に真摯に対応し、解決に努めること。
なお、返礼品等の補償やクレーム対応については、市は一切その責めを負わないものとする。

6. 応募方法

事業者は、返礼品の提案を行うときは、次の書類を委託事業者に提出すること。

(1) 提出書類

- ① 佐賀市ふるさと納税返礼品登録申請書（別紙1）※原本を郵送又は持参での提出
- ② ふるさと納税返礼品提案商品リスト（別紙2）※電子メールでの提出
- ③ 返礼品の写真 ※データを電子メールで提出
- ④ PL保険又はそれに準ずる保険の契約書のコピー ※別紙1に添付し提出

(2) 原本の郵送先

一般社団法人佐賀市観光協会

〒840-0826 佐賀市白山二丁目7番1号エスプラッツ2階

TEL:0952-20-2200 FAX:0952-28-5656

(3) 電子データ提出先

info@sagabai.com

7. 選定方法

応募のあった協賛事業者及び返礼品は、本要領に定める応募要件に基づき、佐賀市ふるさと納税返礼品審査会（以下「審査会」という。）の意見を踏まえ、佐賀市が総合的に判断する。

8. 採択の取消し

次のいずれかに該当する場合は、市は返礼品の採択を取り消すことができるものとする。この場合において、採択を取り消された協賛事業者に損害が生じても、市は一切その責めを負わないものとする。

- (1) 返礼品や協賛事業者が本要領の規定に違反した場合
- (2) 申請内容等に虚偽があった場合
- (3) 佐賀市又は寄附者に対して、損害を及ぼす行為があった場合
- (4) その他、審査会が不適と認めた場合

8. 返礼品の取扱い

協賛事業者は、委託事業者と、返礼品に関する契約を結ぶものとする。返礼品の金額は、委託事業者が協賛事業者に支払い、配送料は佐賀市が負担する。

9. 返礼品発送時の注意事項

- (1) 協賛事業者は、委託事業者からの発注を受けてから、遅滞なく速やかに返礼品を発送すること。ただし、返礼品の性質等により、即時対応が困難なものについては、返礼品提案時にその旨を明示し、委託事業者と適切に連絡・調整が行える体制を構築すること。
- (2) 破損しやすい商品は、厳重に梱包を行うこと。
- (3) 返礼品等に対する苦情や発送事故等があった場合には、返礼品の提供元である協賛事業者が責任をもって対応するとともに、速やかに佐賀市及び委託事業者に処理報告をすること。
- (4) 佐賀市又は委託事業者が依頼した場合は、パンフレットなどの同封にも対応すること。

【募集要領に関する問い合わせ】

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所 企画政策課 企画係

TEL:0952-40-7025 FAX:0952-40-7381

E-mail:kikakuseisaku@city.saga.lg.jp

URL:<https://www.city.saga.lg.jp/>